

令和 5 年 7 月 5 日

各単位会長 様

各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

中央研修所

事務執行者 関口 隆夫

申請取次行政書士管理委員会

事務取扱責任者 田村 公隆

届出済証明書の更新手続における理由書提出者の
実務研修会修了証書の取扱いについて（お願い）

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、「理由書」による更新手続という特例措置を講じてから 3 年目を迎え、次の更新手続を行う会員が今後増加することが予想されます。あらためて、「理由書」と実務研修会修了証書の取扱いについて別紙のとおり、ご連絡いたしますので、適正な運用にご協力いただけますようよろしくお願いいたします。

また、本件について、日行連では月刊「日本行政」及び日行連会員専用サイト（連 con）にて会員周知を図ることとしておりますが、貴会におかれましても貴会会員にあらためて周知いただきますとともに、各地方入管局への届出済証明書の申出手続きの円滑な実施にご協力いただけますようお願いいたします。

ご多忙の折、誠に恐縮ですが何とぞよろしくお願い申し上げます。

<参考：「理由書」による届出済証明書の更新手続について>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2 年度に予定していた集合型の申請取次関係研修の開催を中止したことに伴い、実務研修会を受講できないまま所持している届出済証明書の有効期限を迎える会員については、更新後、日行連が指定する期限までに実務研修会を受講することを約する「理由書」をもって更新手続を行う特例措置を講じていた。

当該特例措置は、中央研修所研修サイトを利用したビデオ・オン・デマンドによる申請取次関係研修を定期的実施できる体制が整ったことをもって令和 3 年度末に終了し、また、令和 4 年度末をもって「理由書」による更新後の研修受講期限を終了した。

【添付資料】

- ・別 紙：届出済証明書の更新手続における理由書提出者の実務研修会修了証書の取扱いについて
- ・別 添：(図解)届出済証明書の更新手続における理由書提出者の実務研修会修了証書の取扱い

以 上

届出済証明書の更新手続きにおける理由書提出者の
実務研修会修了証書の取扱いについて

1. 修了証書の取扱い

同一の実務研修会修了証書は、発行日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則1回に限り使用することができることとします。

届出済証明書の更新手続きでは、届出済証明書の有効期限から遡って3年の間に、日行連が主催する申請取次実務研修会を1回以上受講し、実務研修会修了証書を取得していただくことが必要であるとしてきました。これは、単純に3年間に1回以上受講（修了）すれば良いとの主旨ではなく、原則3年間とされている届出済証明書の有効期間を一つの区切りとして、申請取次実務研修を1回以上受講（修了）し、適切な申請取次業務の遂行に必要な知識等の維持・向上を求めるものです。

実務研修会修了証書の発行日から3年以内であっても、一度、更新手続きに使用した修了証書は、次回の更新時には使用することができません。「理由書」によって更新手続きを行った方は、理由書に基づく事後の研修受講に加え、次回更新時までの期間内に改めて実務研修会を受講していただくことが必要です（別添①参照）。

なお、届出済証明書の有効期間が3年未満とされている方（例：在留期間が3年未満の外国籍会員等）については、3年未満の有効期間毎に申請取次実務研修会の受講を求めるものではなく、届出済証明書の有効期限から遡って3年間の間に受講した実務研修会修了証書を複数回使用できるとした取扱いは従前どおりです（令和3年4月12日付・日行連発第35号の別添②参照）。その他、ご不明な点があればお問合せください。

2. 留意事項とお願い

前述のとおり、実務研修会修了証書は原則として、発行日から3年以内に有効期限が到来する届出済証明書の更新手続きに原則1回に限り使用することができることとしています。

令和2年度及び令和3年度中に「理由書」による更新手続きを行った会員による次回の更新申出の際には、会員が提出する修了証書（写し）について、以前提出されたもの（理由書の事後受講分）と重複することがないように、ご確認をお願いいたします。

なお、令和4年7月20日付・日行連発第470号でご案内のとおり、すでに届出済証明書をお持ちの方の更新手続きには、実務研修会（更新）の修了証書に加えて、1年以内に発行された事務研修会（新規）の修了証書も使用できるとした特例措置を講じております。各会員より提出がありましたら、引き続きのご対応をお願いいたします。